

飯能市立中学校の学校部活動の地域展開に係る基本方針について

令和8年4月28日
飯能市教育委員会

1 学校部活動の地域展開が求められる背景

学校部活動（以下、「部活動」という。）は現行の学習指導要領において、「生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するもの」と明記され、学校教育の一環として大きな役割を担ってきました。

しかし、急激な少子化を背景に学校の生徒数が減少し、従来のような学校単位での部活動の維持が難しくなりつつあります。また、部活動の設置・運営は法令上の義務として求められるのではなく、「必ずしも教員が担う必要のない業務」と位置付けられ、専門性や意思にかかわらず教員が顧問を務めるといった実態もあり、これまでの指導体制を継続することは、学校の働き方改革が進む中においてより一層難しくなっています。

このような中で、文部科学省では、令和7年5月に発出された「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」の最終とりまとめを受け、令和7年12月に「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」を策定し、令和8年度から令和13年度までの6年間を「改革実行期間」と位置付け、部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関して、国としての基本的な考え方や具体的な取組方針等が示されました。

また、埼玉県においても、これら国の動向を踏まえ、地域クラブ活動の推進に関する県の基本方針や具体的な取組等について示すものとして、新たな「第2期埼玉県地域クラブ活動推進計画（令和8年度～令和10年度）」を令和8年4月に策定し、急激な少子化が進む中でも、将来にわたって生徒一人一人が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会の確保及び充実を図っていくこととしています。

これらのことを踏まえ本市においても、部活動の教育的意義を継承・発展させつつ、新たな価値を創出することを目指し、生徒のスポーツ・文化芸術活動を、学校が主体となる部活動から地域が主体となる地域クラブ活動へと展開していく必要があります。

2 本市の基本方針

（1）生徒のニーズに応じたスポーツ・文化芸術活動の多種多様な体験の確保

地理的要因や障害の有無等に関わらず、生徒が希望する活動を主体的に選択できることや、技能等の向上や大会等における成績のみに偏重するのではなく、気軽に友達と楽しめること、適切な頻度で行えること、生徒の多種多様なニーズに応じた活動を行うことができること等、将来にわたって継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会の確保・充実に取り組みます。

（２）学校等の垣根を越えた仲間とのつながりや、地域の様々な人や幅広い世代との豊かな交流の促進

学校等の枠を越えた仲間とのつながりを深めるとともに、地域全体で関係者が連携し、全ての世代の人々のスポーツ・文化芸術活動を通じたウェルビーイングの向上、地域資源の活用、地域の魅力の再発見、まちづくり等の地域社会の維持・活性化につながる仕組みの構築に取り組みます。

（３）適正な活動環境の整備や持続可能な運営体制の構築

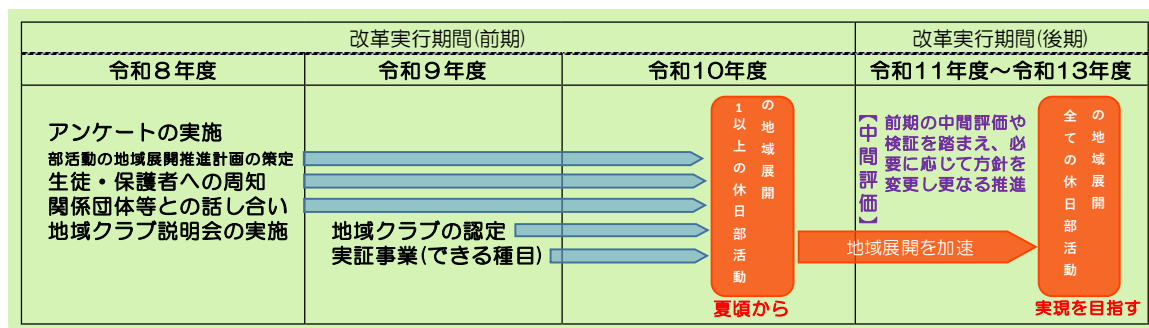
部活動の教育的意義を継承・発展させつつ、生徒にとって安全・安心な環境を確保するとともに、適切な指導の質の確保及び生徒や保護者の負担を十分配慮し、自立的で持続可能な仕組みの構築に取り組みます。

3 休日部活動の地域展開への方向性及び目標

文部科学省の「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」や埼玉県「第２期埼玉県地域クラブ活動推進計画」等を踏まえ、本市では「地域の子どもたちは地域で育てる。」という意識の下、令和１０年度の夏頃から、１以上の休日部活動の地域展開を実施することを目標とします。

なお、平日については、これまでどおり部活動として継続しますが、国や県の方向性に基つき、地域展開について検討を進めます。

4 休日部活動の地域展開スケジュール



5 部活動の地域展開イメージ図

